

令和元年度

香川県男女共同参画社会に関する意識調査

報告書
(概要版)

令和2年3月



香 川 県

<目 次>

| | |
|-------------------------|----|
| 1. 調査の概要 | 1 |
| 1.1 調査目的 | 1 |
| 1.2 調査項目 | 1 |
| 1.3 調査設計 | 1 |
| 1.4 回収状況 | 1 |
| 1.5 報告書の見方 | 1 |
| 2. 調査回答者の属性 | 2 |
| 2.1 性別 | 2 |
| 2.2 年齢 | 2 |
| 2.3 結婚の有無 | 3 |
| 2.4 職業 | 3 |
| 2.5 子ども・要介護者について | 4 |
| 2.6 現在の住まいの居住年数 | 5 |
| 3. 調査の集計結果 | 6 |
| 3.1 家庭生活などについて | 6 |
| 3.2 男女の平等と役割について | 8 |
| 3.3 女性の社会進出について | 12 |
| 3.4 就労やワーク・ライフ・バランスについて | 14 |
| 3.5 男女間における暴力について | 17 |
| 3.6 防災について | 23 |
| 3.7 男女共同参画社会の形成について | 25 |

1. 調査の概要

1.1 調査目的

本調査は、男女共同参画社会の実現に向けた計画となる「次期かがわ男女共同参画プラン」の策定に当たり、県民の意見や要望、生活実態等を把握し、今後の施策立案に際しての基礎資料とすることを目的とする。

1.2 調査項目

- (1) 家庭生活などについて
- (2) 男女の平等と役割について
- (3) 女性の社会進出について
- (4) 就労やワーク・ライフ・バランスについて
- (5) 男女間における暴力について
- (6) 防災について
- (7) 男女共同参画社会の形成について

1.3 調査設計

- | | |
|---------|-------------------------|
| (1)調査地域 | 香川県全域 |
| (2)調査対象 | 満 18 歳以上の県民 |
| (3)抽出方法 | 選挙人名簿に基づく層化二段無作為抽出法 |
| (4)調査方法 | 郵送法 |
| (5)調査期間 | 令和元年 11 月 11 日～12 月 4 日 |

1.4 回収状況

- (1)標本数 3,000
- (2)有効回収数 1,523 票（有効回収率：50.8%）

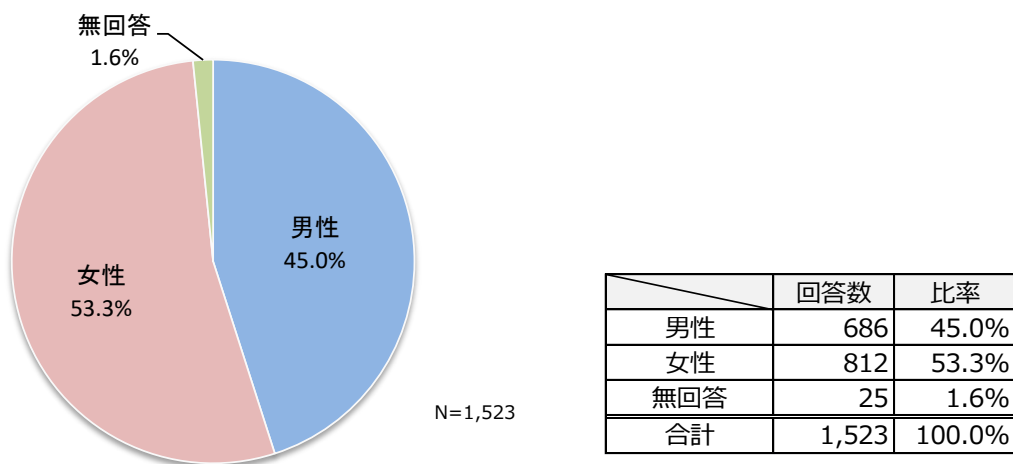
1.5 報告書の見方

- (1)集計は、小数点第 2 位を四捨五入しているため、比率の数値の合計が 100.0%にならない場合がある。
- (2)回答の比率は、その設問の回答者数（N）を基数として算出しているため、複数回答の設問はすべての比率を合計すると 100.0%を超えることがある。

2. 調査回答者の属性

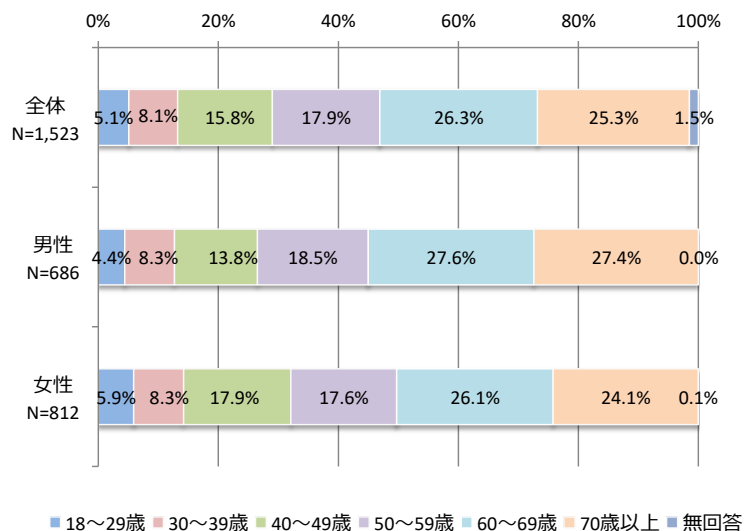
2.1 性別

回答者の性別は「男性」が45.0%、「女性」が53.3%となっている。



2.2 年齢

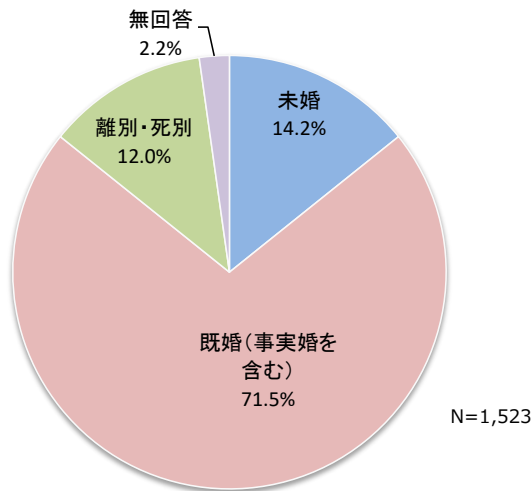
回答者の年齢は「18～29歳」が5.1%、「30～39歳」は8.1%、「40～49歳」は15.8%、「50～59歳」は17.9%、「60～69歳」は26.3%、「70歳以上」が25.3%となっている。



| | 男性 | | 女性 | |
|---------|-----|--------|-----|--------|
| | 回答数 | 比率 | 回答数 | 比率 |
| 10、20歳代 | 30 | 4.4% | 48 | 5.9% |
| 30歳代 | 57 | 8.3% | 67 | 8.3% |
| 40歳代 | 95 | 13.8% | 145 | 17.9% |
| 50歳代 | 127 | 18.5% | 143 | 17.6% |
| 60歳代 | 189 | 27.6% | 212 | 26.1% |
| 70歳代以上 | 188 | 27.4% | 196 | 24.1% |
| 無回答 | 0 | 0.0% | 1 | 0.1% |
| 合計 | 686 | 100.0% | 812 | 100.0% |

2.3 結婚の有無

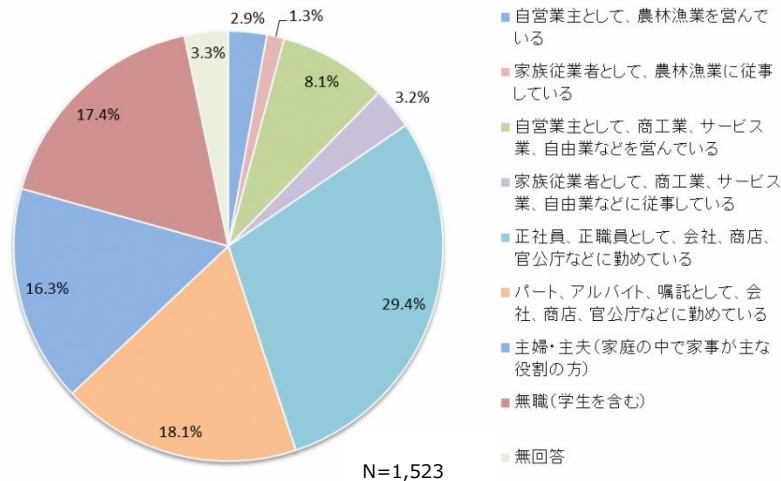
回答者の結婚の有無は、「未婚」が14.2%、「既婚（事実婚を含む）」が71.5%、「離別・死別」が12.0%となっている。



| | 回答数 | 比率 |
|------------|-------|--------|
| 未婚 | 217 | 14.2% |
| 既婚（事実婚を含む） | 1,089 | 71.5% |
| 離別・死別 | 183 | 12.0% |
| 無回答 | 34 | 2.2% |
| 合計 | 1,523 | 100.0% |

2.4 職業

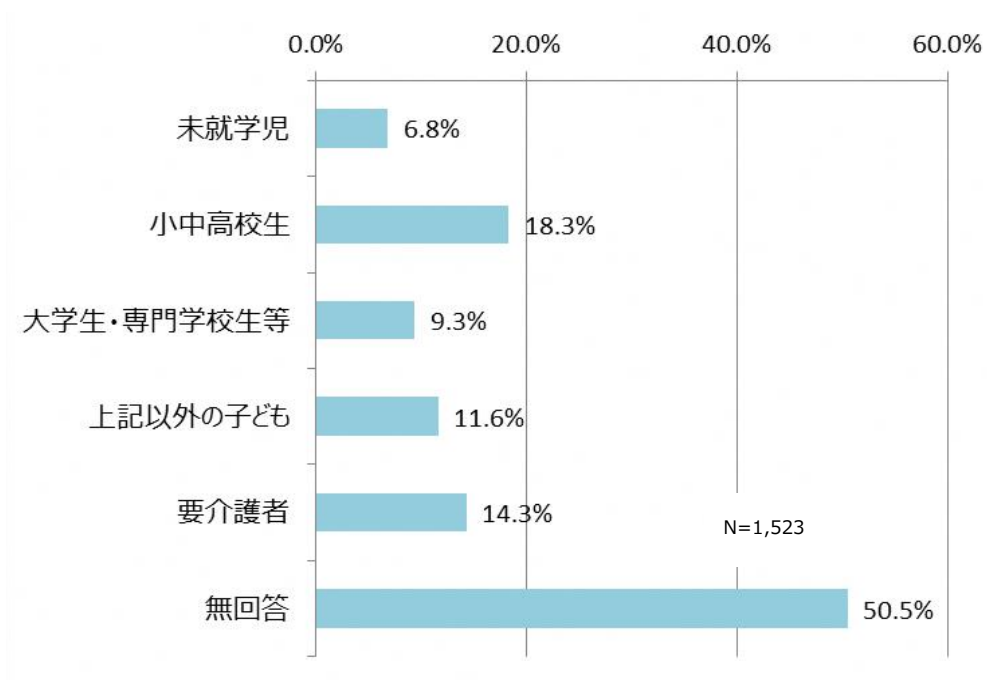
回答者の職業は、「農林漁業」が4.2%、「商工業・サービス業・自由業」が11.3%、「会社・商店・官公庁(正社員等)」が29.4%、「会社・商店・官公庁(パート・アルバイト・嘱託)」が18.1%、「主婦・主夫」が16.3%、「無職（学生を含む）」が17.4%となっている。



| | 回答数 | 比率 |
|-----------------------------------|-------|--------|
| 自営業主として、農林漁業を営んでいる | 44 | 2.9% |
| 家族従業者として、農林漁業に従事している | 20 | 1.3% |
| 自営業主として、商工業、サービス業、自由業などを営んでいる | 124 | 8.1% |
| 家族従業者として、商工業、サービス業、自由業などに従事している | 48 | 3.2% |
| 正社員、正職員として、会社、商店、官公庁などに勤めている | 448 | 29.4% |
| パート、アルバイト、嘱託として、会社、商店、官公庁などに勤めている | 275 | 18.1% |
| 主婦・主夫(家庭の中で家事が主な役割の方) | 249 | 16.3% |
| 無職(学生を含む) | 265 | 17.4% |
| 無回答 | 50 | 3.3% |
| 合計 | 1,523 | 100.0% |

2.5 子ども・要介護者について

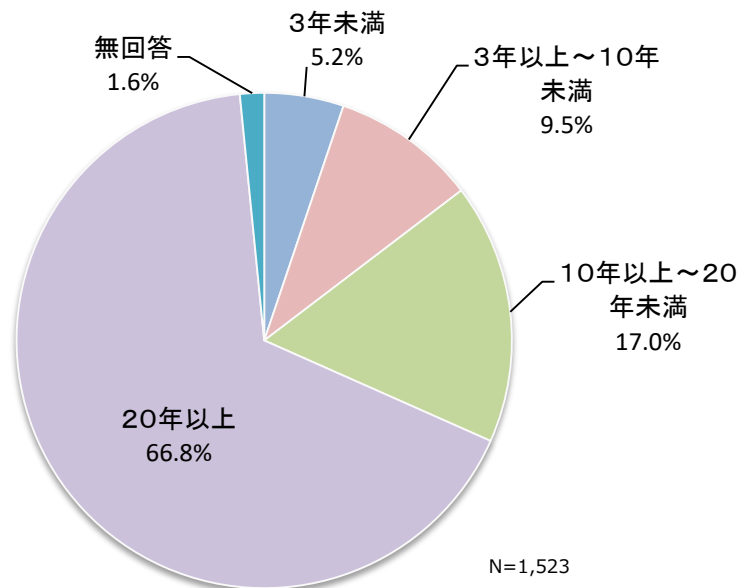
子ども・要介護者については、「未就学児」がいる家庭が 6.8%、「小中高校生」がいる家庭が 18.3%、「大学生・専門学校生等」がいる家庭が 9.3%、「上記以外の子ども」がいる家庭が 11.6%、「要介護者」がいる家庭が 14.3%となっている。



| | 回答数 | 比率 |
|------------|-----|-------|
| 未就学児 | 103 | 6.8% |
| 小中高校生 | 278 | 18.3% |
| 大学生・専門学校生等 | 141 | 9.3% |
| 上記以外の子ども | 177 | 11.6% |
| 要介護者 | 218 | 14.3% |
| 無回答 | 769 | 50.5% |

2.6 現在の住まいの居住年数

現在の住まいの居住年数は、「3年未満」が5.2%、「3年以上～10年未満」が9.5%、「10年以上～20年未満」が17.0%、「20年以上」が66.8%となっている。



| | 回答数 | 比率 |
|-------------|-------|--------|
| 3年未満 | 79 | 5.2% |
| 3年以上～10年未満 | 144 | 9.5% |
| 10年以上～20年未満 | 259 | 17.0% |
| 20年以上 | 1,017 | 66.8% |
| 無回答 | 24 | 1.6% |
| 合計 | 1,523 | 100.0% |

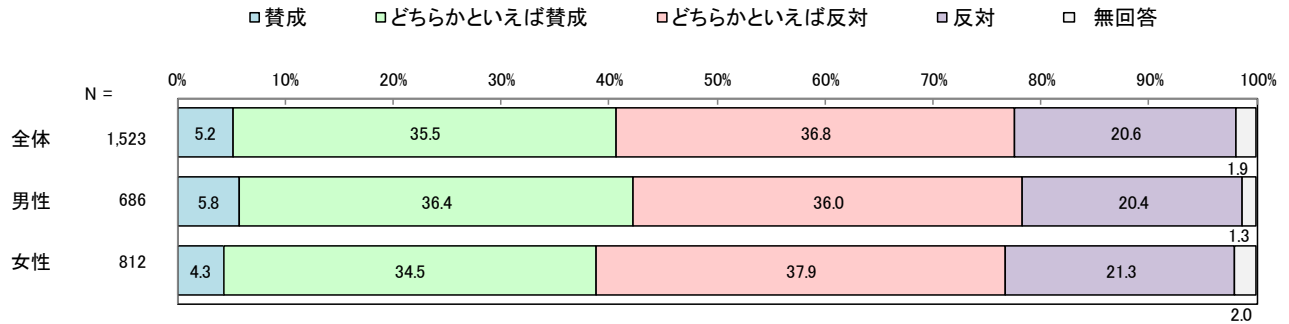
3. 調査の集計結果

3.1 家庭生活などについて

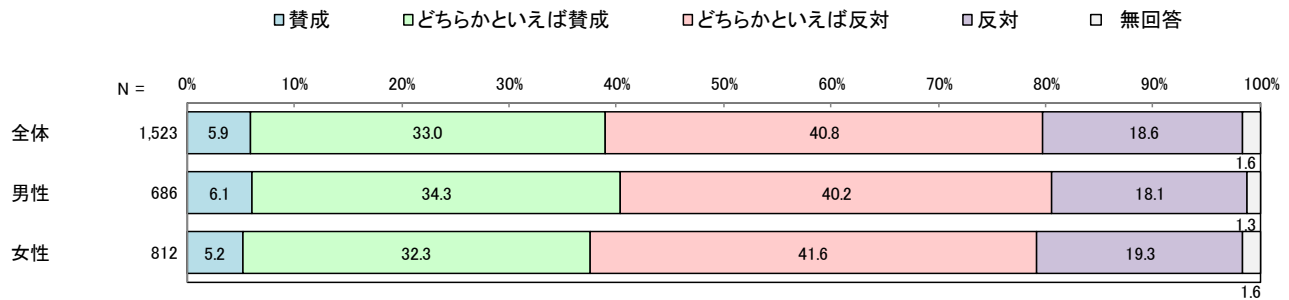
1) 家庭生活と家族観（男女の役割）

問 1 家庭生活と家族観（男女の役割）について、あなたはどのようにお考えですか。
【〇はそれぞれ1つずつ】

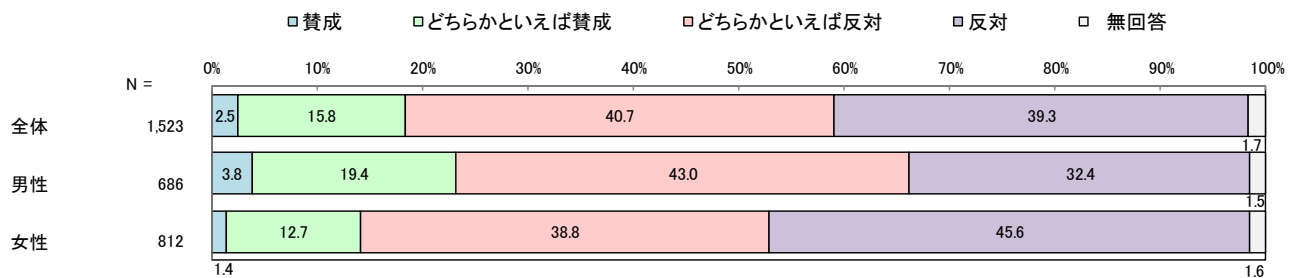
① 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである



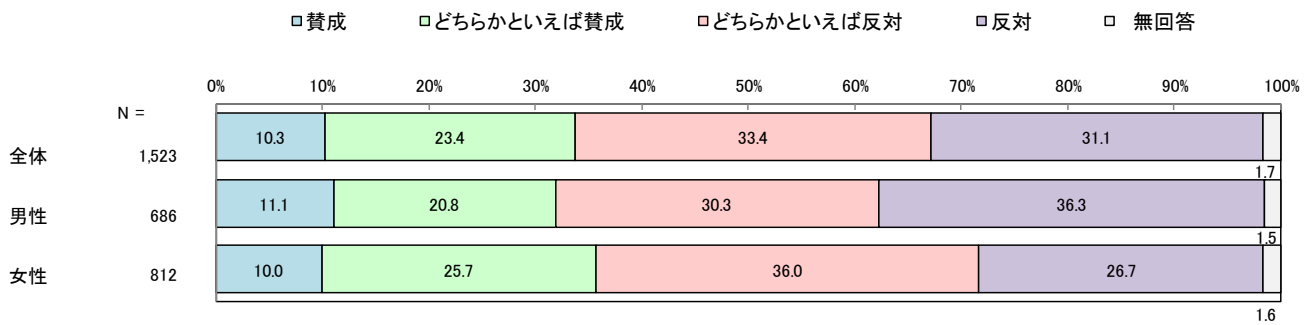
② 女性は結婚したら、自分自身のことより、夫や子どもなど家族を中心に考えて生活した方がよい



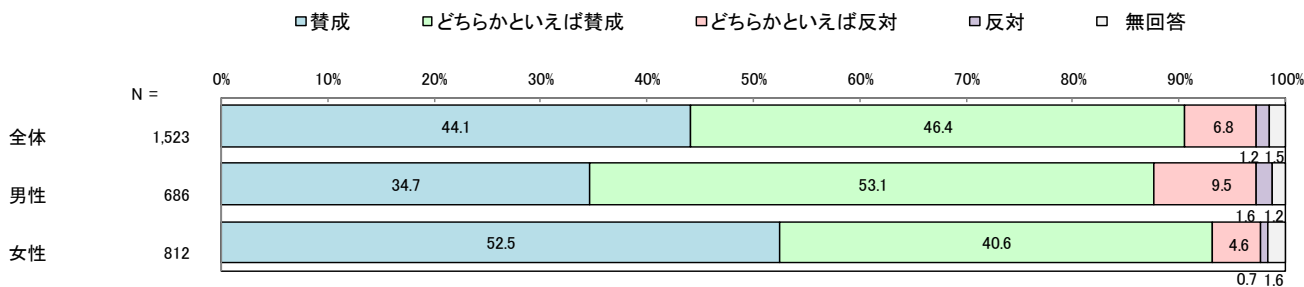
③ 家事・育児・介護は女性がすべきである



④夫婦が別々の姓を選択できるようにした方がよい



⑤男性は、家事・育児・介護にもっと取り組むべきである

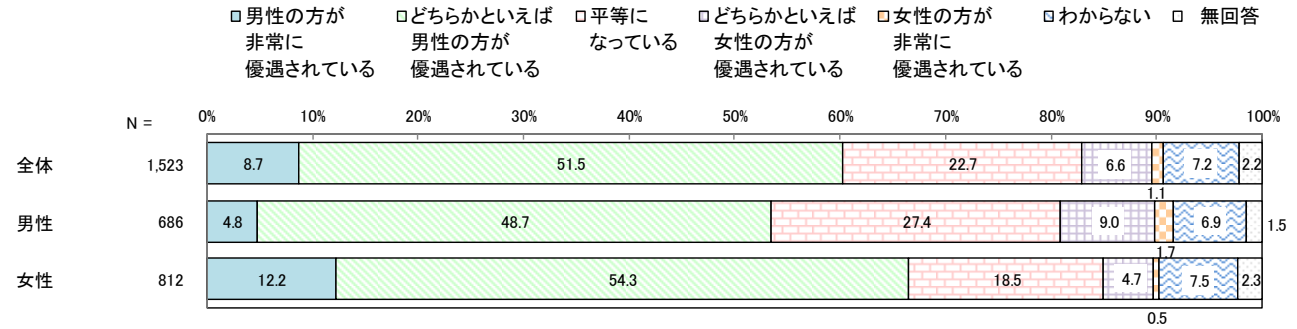


3.2 男女の平等と役割について

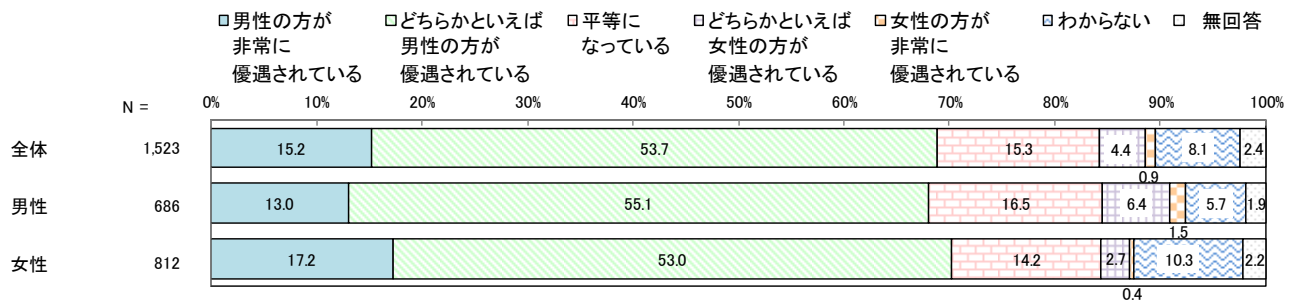
1)各分野での男女の地位について

問2 あなたは、次にあげる分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。
【〇はそれぞれ1つずつ】

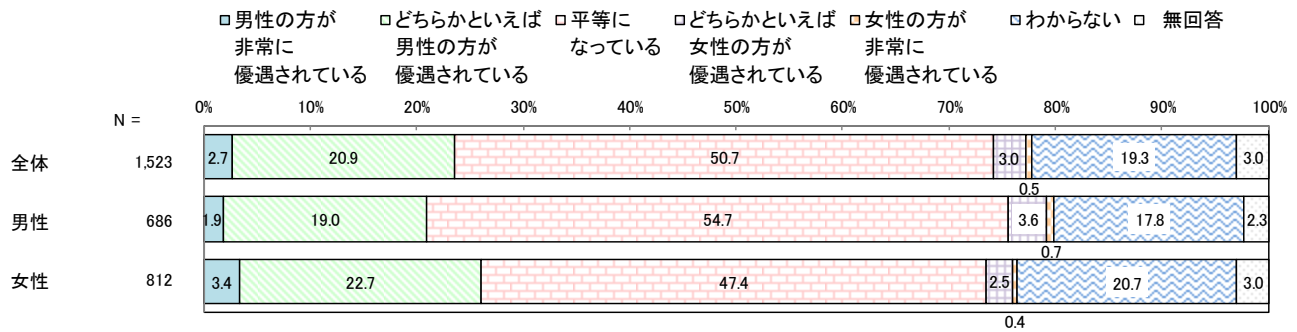
①家庭生活



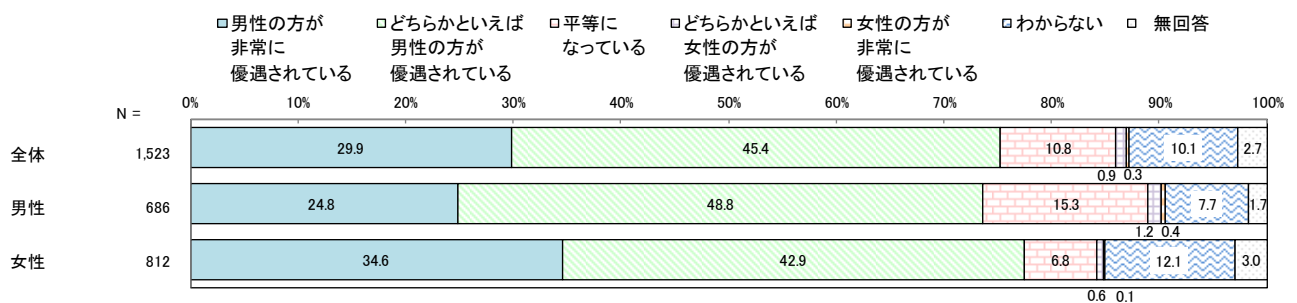
②職場



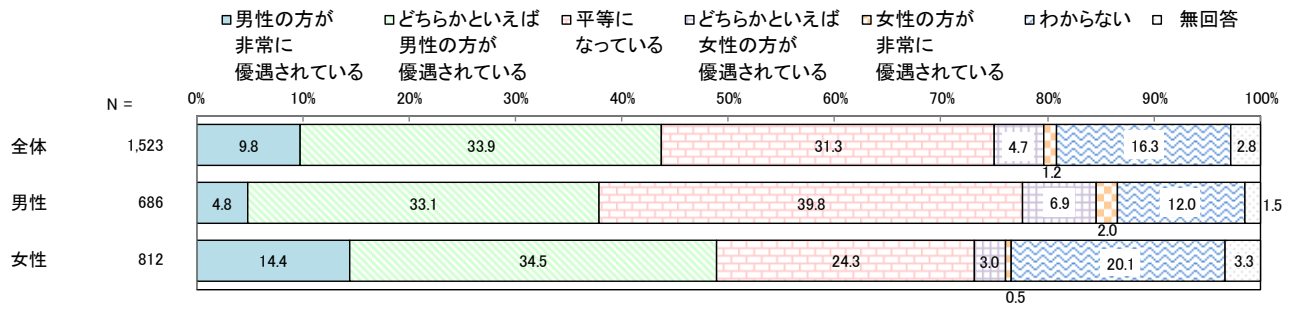
③学校教育の場



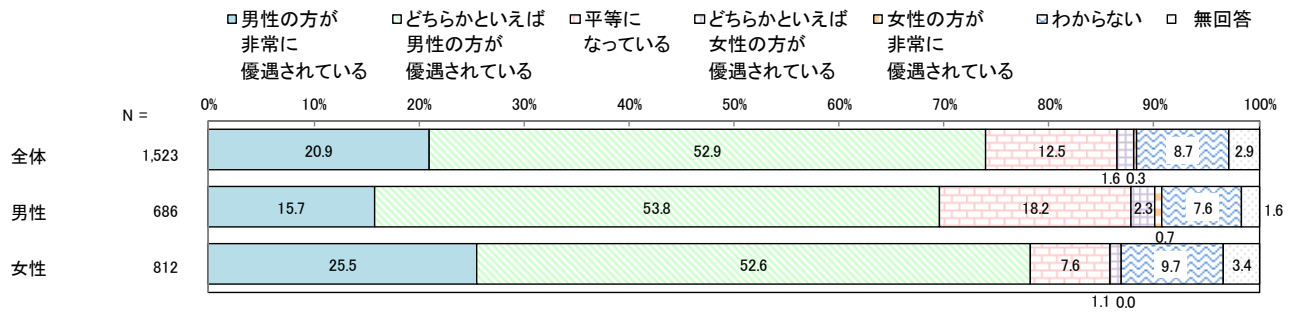
④政治の場



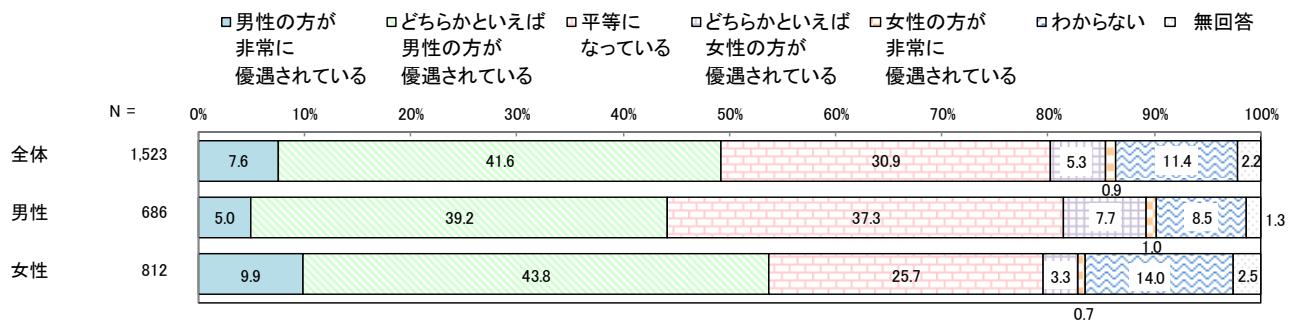
⑤法律や制度の上



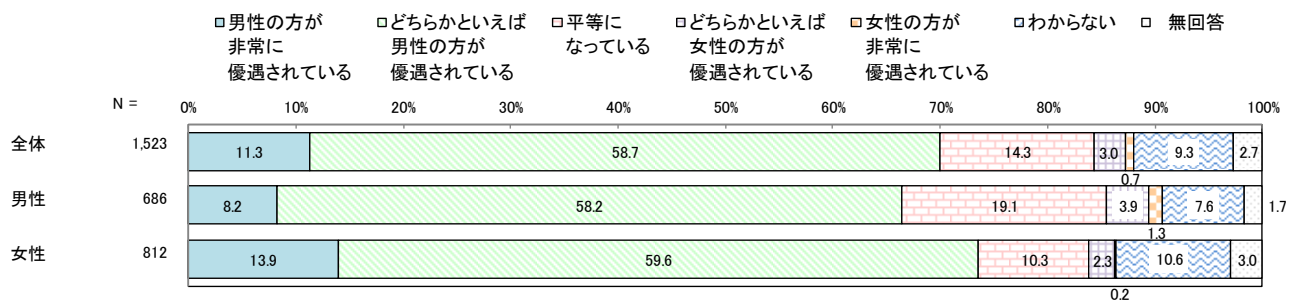
⑥社会通念・慣習・しきたりなど



⑦地域活動の場



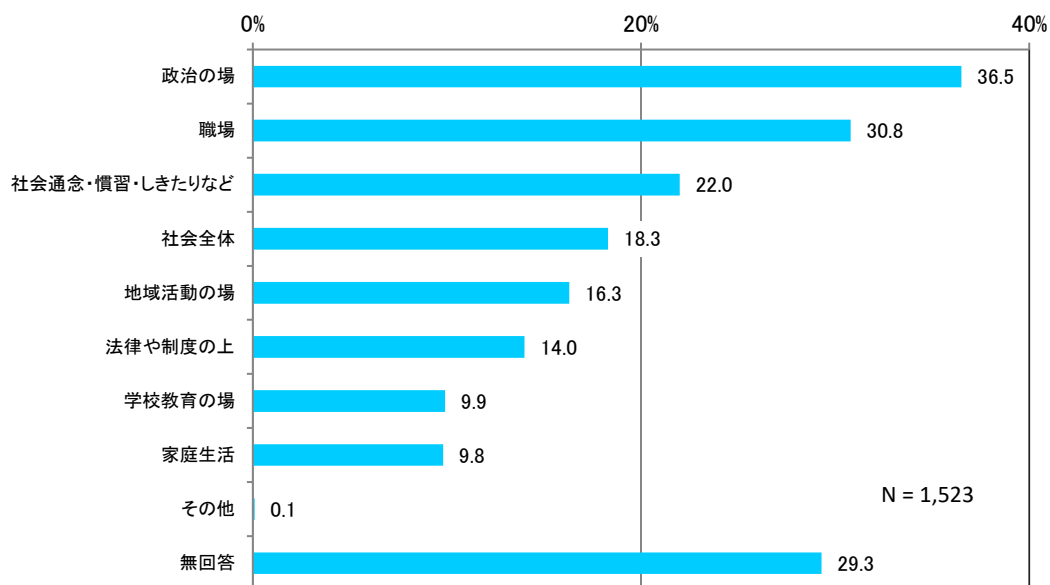
⑧社会全体



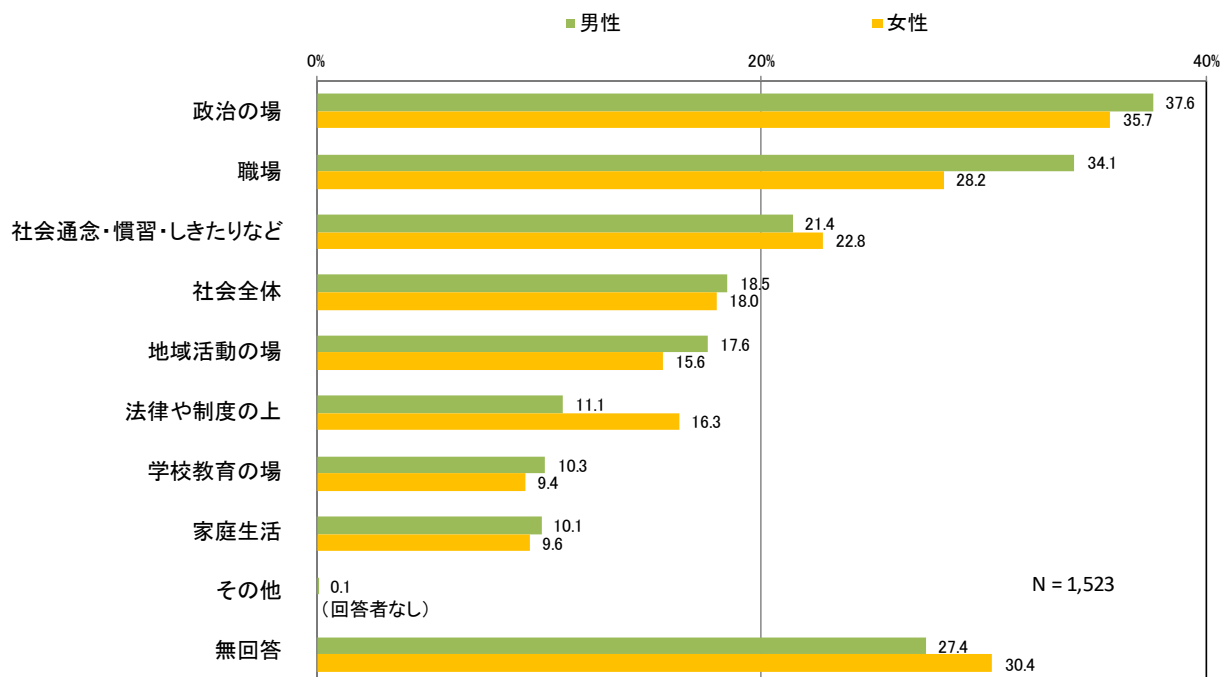
2) 女性の参画が必要と思われる分野

また、上記分野で今後、女性の参画が必要と思われる分野は、どの分野だと思いますか。あてはまる番号をお書きください。また、その他具体的にあればお書きください。

全体では、「政治の場」(36.5%)が最も高く、次いで「職場」(30.8%)、「社会通念・慣習・しきたりなど」(22.0%)となっている。



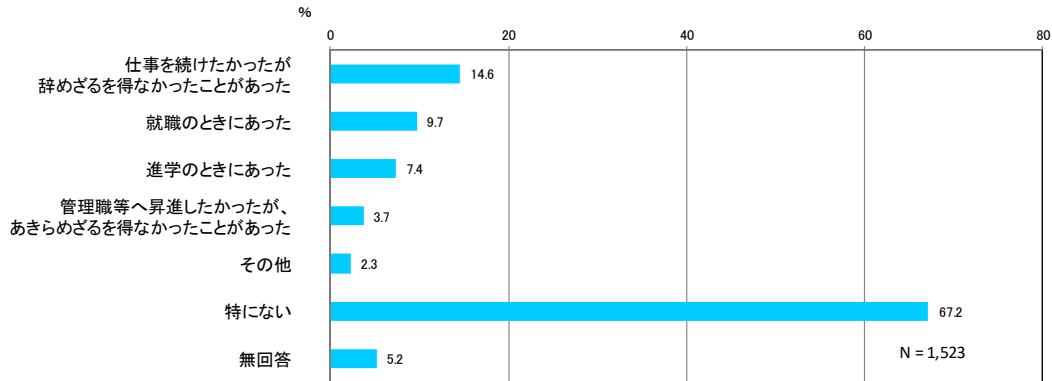
性別でみると、「職場」では女性(28.2%)よりも男性(34.1%)が5.9ポイント高く、「法律や制度の上」では男性(11.1%)よりも女性(16.3%)が5.2ポイント高くなっている。



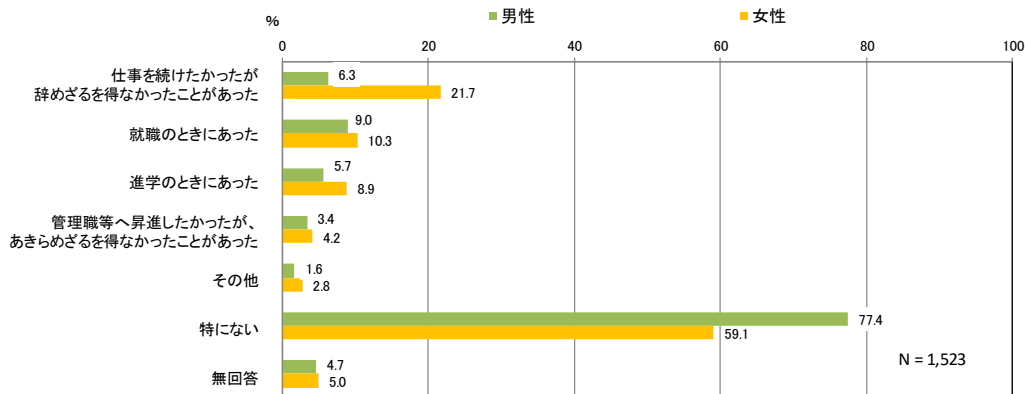
3)男女間の固定的な先入観を理由に自分の希望と違う選択をせざるを得なかった経験について

問3 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」、「男子生徒は理系、女子生徒は文系を選ぶべき」といった、男女間の固定的な先入観を理由に、自分の希望とは違う選択をせざるを得なかったことがありますか。あてはまる番号に○をつけてください。【○はいくつでも】

全体では、「特にない」(67.2%)を除くと、「仕事を続けたかったが辞めざるを得なかったことがあった」(14.6%)が最も高く、次いで「就職のときにあった」(9.7%)、「進学の際ににあった」(7.4%)となっている。



性別でみると、「特にない」では女性(59.1%)よりも男性(77.4%)が18.3ポイント高く、「仕事を続けたかったが辞めざるを得なかったことがあった」では男性(6.3%)よりも女性(21.7%)が15.4ポイント高くなっている。



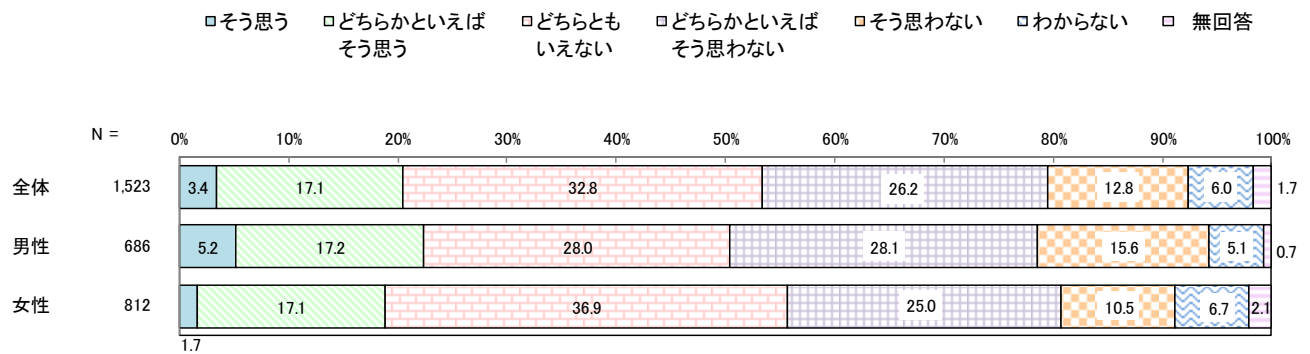
3.3 女性の社会進出について

1) 社会における女性の能力の発揮について

問4 あなたは、社会において、女性の能力は十分発揮されていると思いますか。あ
てはまる番号1つに○をつけてください。 【○は1つ】

全体では、否定意見（「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計）39.0%が肯定意見（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）20.5%を上回った。

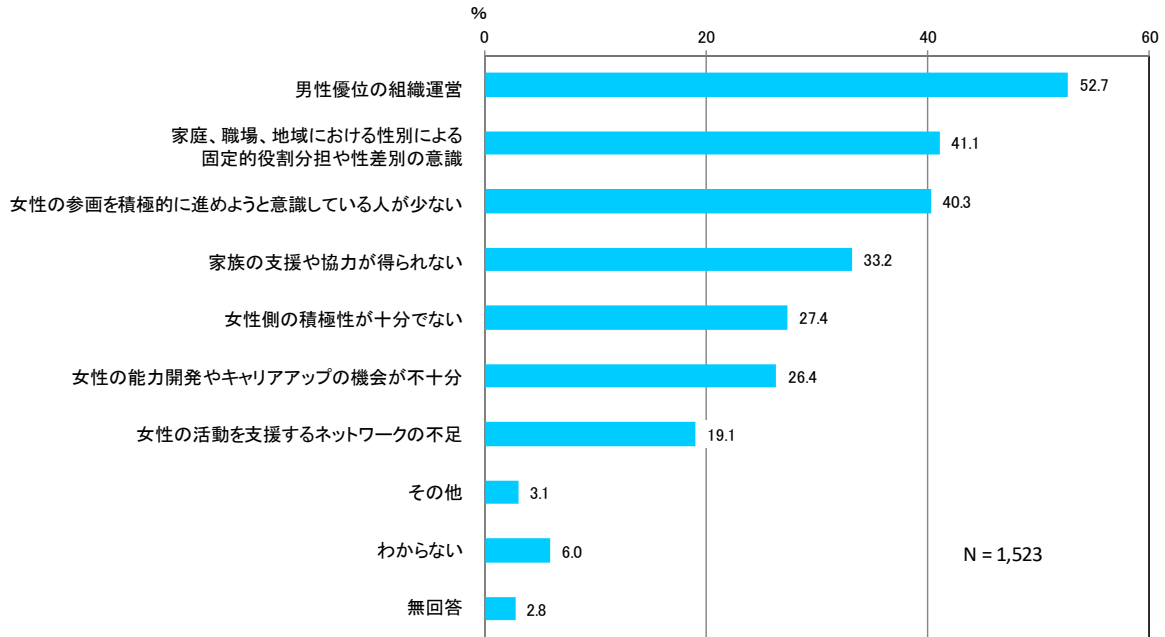
性別で見ると、男性と女性のいずれも否定意見が肯定意見を上回っている。



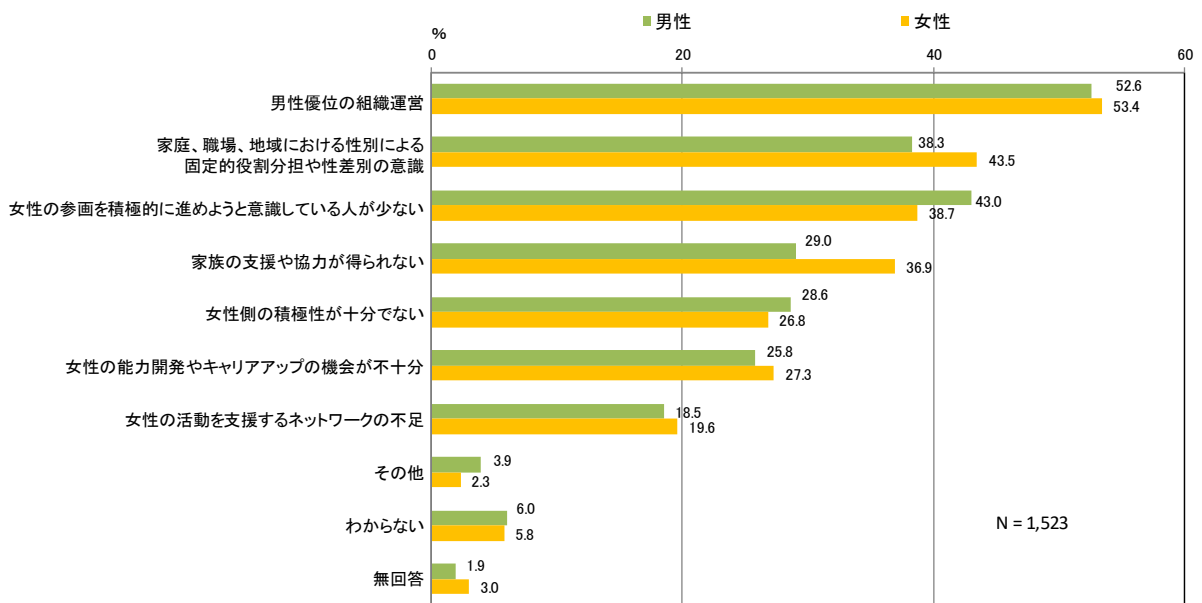
2)企業や地域社会、また政治、行政において企画立案、方針決定の過程に女性が少ない理由

問5 あなたは、企業や地域社会、また政治や行政において、企画立案や方針決定の過程に指導的立場の女性が少ない理由は何だと思えますか。あてはまる番号に○をつけてください。【○はいくつでも】

全体では、「男性優位の組織運営」(52.7%)が最も高く、次いで「家庭、職場、地域における性別による固定的役割分担や性差別の意識」(41.1%)、「女性の参画を積極的に進めよう意識している人が少ない」(40.3%)となっている。



性別でみると、男性および女性で「男性優位の組織運営」が最も高くなっている。次いで、女性で「家庭、職場、地域における性別による固定的役割分担や性差別の意識」、男性で「女性の参画を積極的に進めよう意識している人が少ない」が高くなっている。



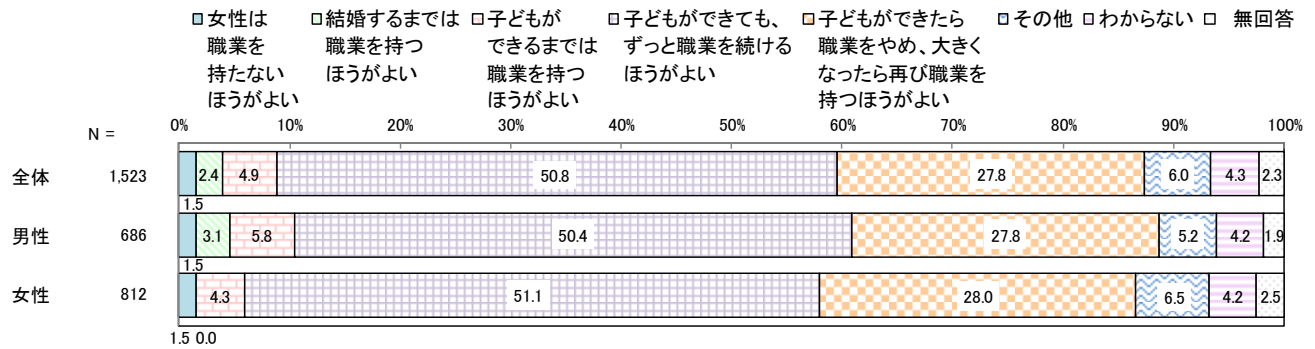
3.4 就労やワーク・ライフ・バランスについて

1) 女性が職業を持つことについて

問6 あなたは、一般的に女性が職業を持つことについて、どう思いますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。【○は1つ】

全体では、「子どもができて、ずっと職業を続けるほうがよい」が 50.8%で、「子どもができれば職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つほうがよい」が 27.8%となっている。

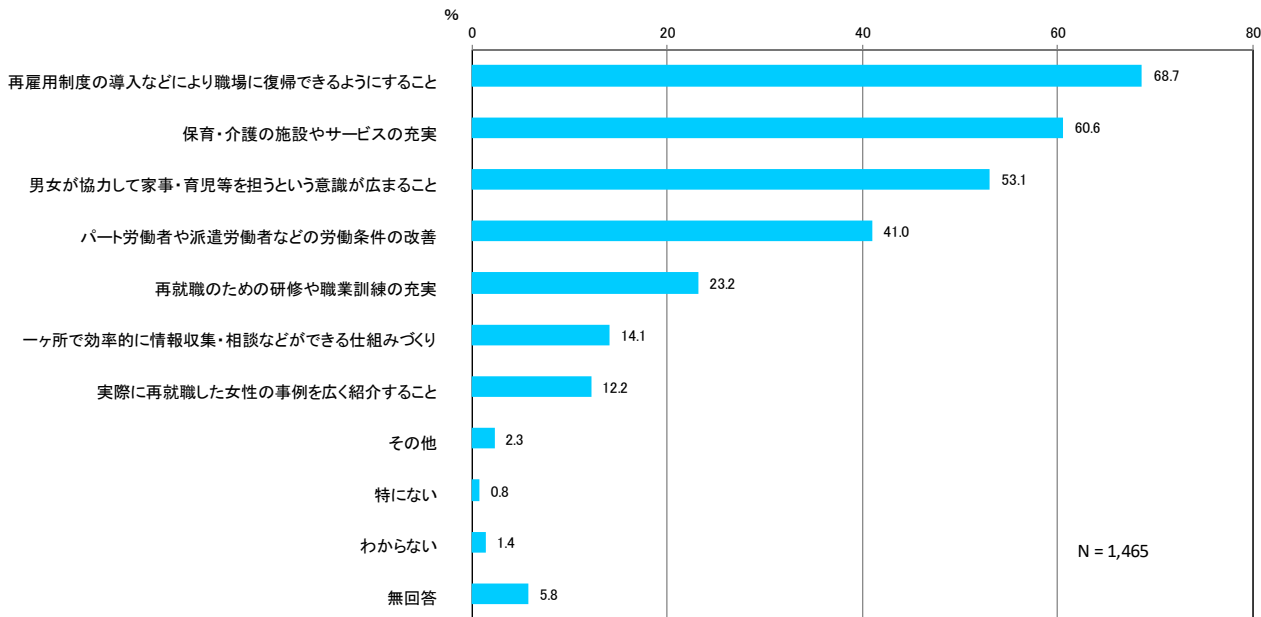
性別でみると、女性よりも男性で「結婚するまでは職業を持つほうがよい」、「子どもができるまでは職業を持つほうがよい」がやや高いものの、性別で大きな違いはない。



2)女性が再就職するために必要なこと

問7 **問6**で「2」～「7」と答えた方にお聞きします。出産・育児・介護などのため仕事をいったん辞めてから再就職を希望する女性が、再就職しやすくするためには、どのようなことが必要だと思いますか。あてはまる番号に○をつけてください。
【○はいくつでも】

「再雇用制度の導入などにより職場に復帰できるようにすること」(68.7%)が最も高く、次いで「保育・介護の施設やサービスの充実」(60.6%)、「男女が協力して家事・育児等を担うという意識が広まること」(53.1%)となっている。

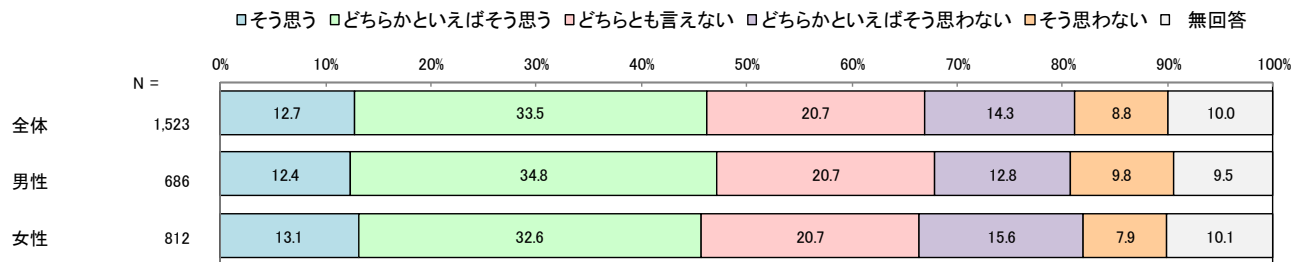


3)希望する時間の使い方ができていると思うかどうかについて

問8 あなたは、仕事や家庭、地域・社会活動、趣味・娯楽など、自分が希望する時間の使い方ができていると思いますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。 【○は1つ】

全体では、肯定意見（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）46.2%が否定意見（「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計）23.1%を上回った。

性別でも男女で大きな差は無く、概ね全体と同様の結果となっている。



3.5 男女間における暴力について

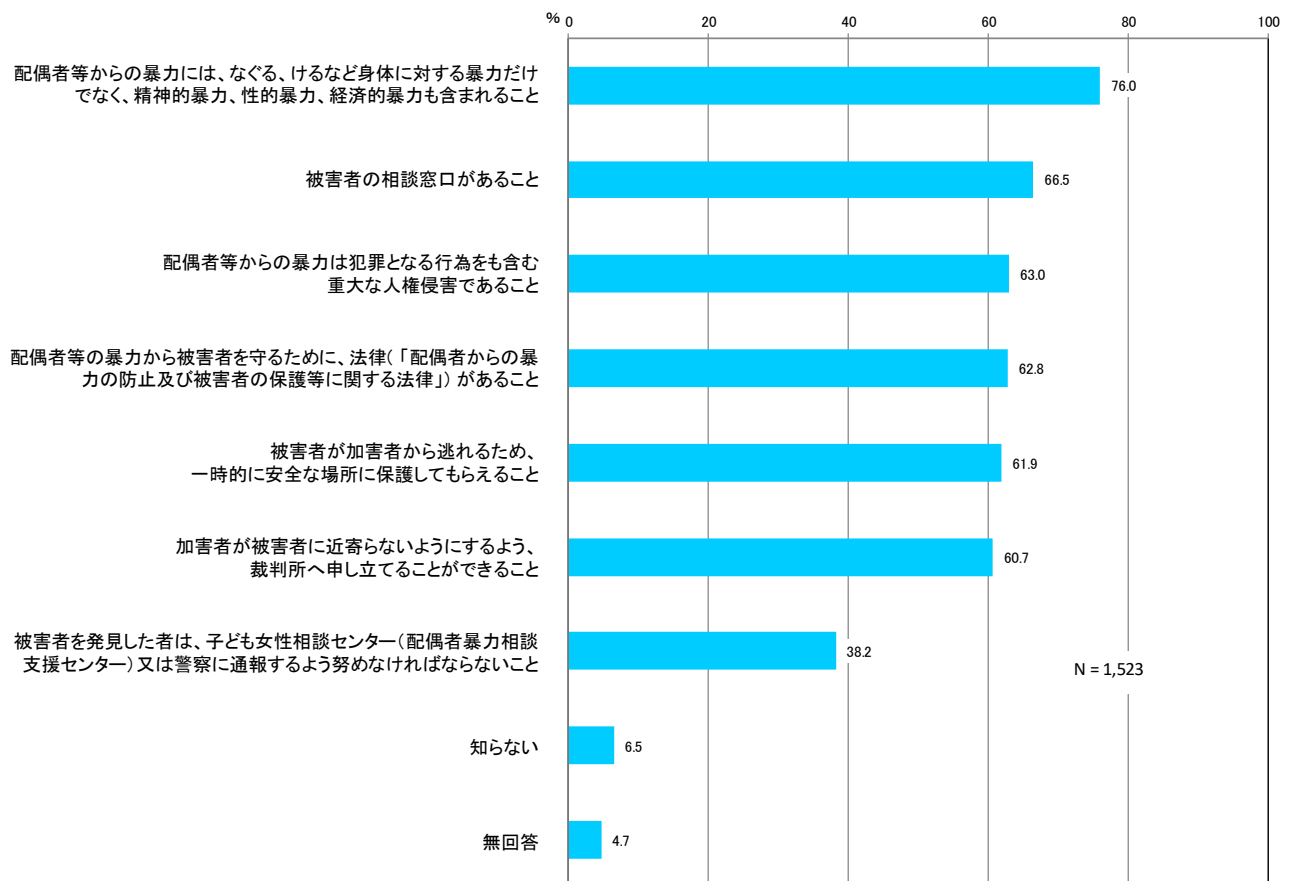
1) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等について

問9 あなたは、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関して、次のことを知っていますか。ここでの「配偶者等」には、婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦、元配偶者、生活の本拠を共にしている交際相手も含まれます。(以下、同様。) 次の中から知っているものをいくつでも選んで番号に○をつけてください。【○はいくつでも】

「配偶者等からの暴力には、なぐる、けるなど身体に対する暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力も含まれること」(76.0%) が最も高く、次いで「被害者の相談窓口があること」(66.5%)、「配偶者等からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であること」(63.0%)、「配偶者等の暴力から被害者を守るために、法律(「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」)があること」(62.8%)となっている。

また、「被害者が加害者から逃れるため、一時的に安全な場所に保護してもらえること」、「加害者が被害者に近寄らないようにするよう、裁判所へ申し立てることができること」などの被害者の救済処置についても、約6割の人が知っている」と回答している。

ただし、「被害者を発見した者は、子ども女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター)又は警察に通報するよう努めなければならないこと」という通報義務についての認知度は約4割にとどまっている。



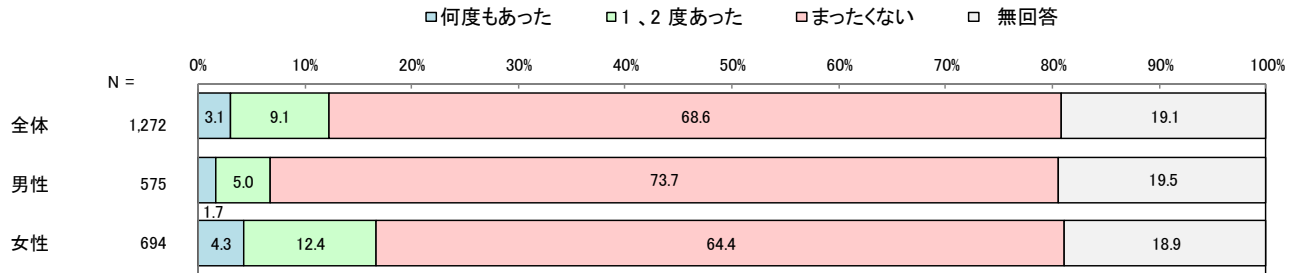
2)配偶者等からの暴力の被害経験

※問10～問12は上記の配偶者等がいる方またはこれまでにいたことのある方のみお答えください。その他の方は問13へ進んでください。

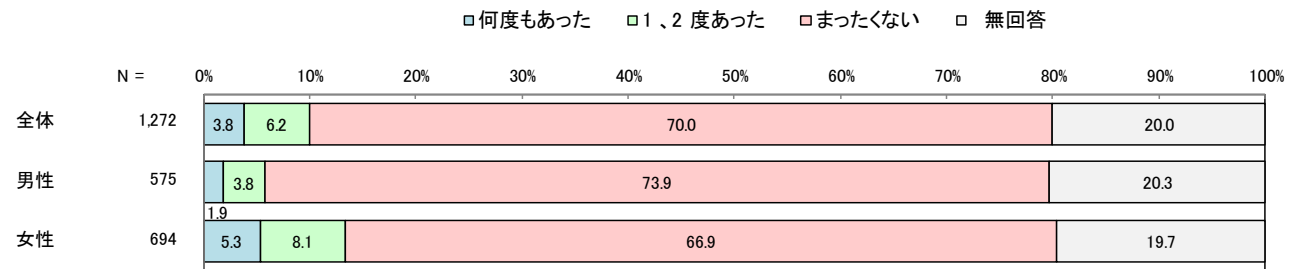
問10 あなたはこれまでに、あなたの配偶者等から次のようなことをされたことがありますか。各項目についてあてはまる番号（1～3）1つに○をつけてください。

【○はそれぞれ1つずつ】

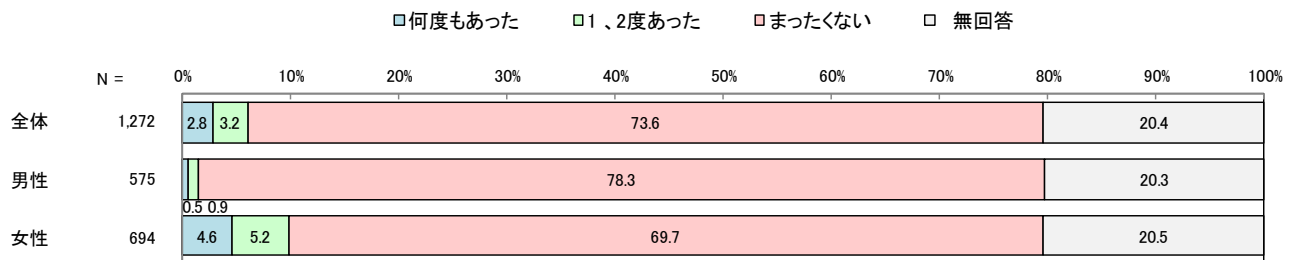
①なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴力を受けた



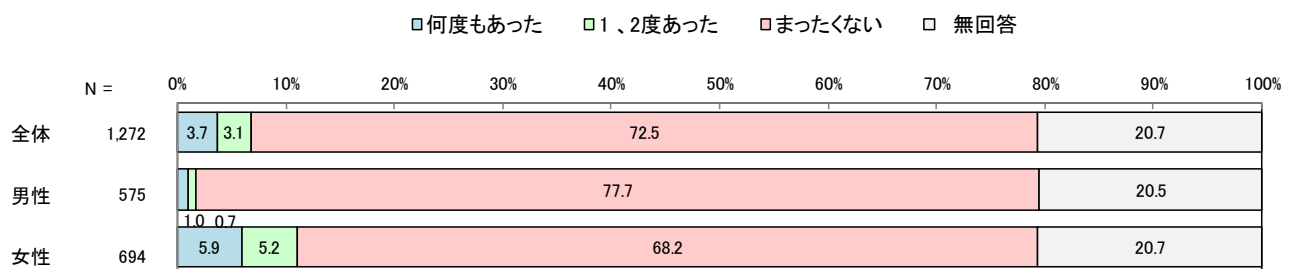
②人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなたもしくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた



③いやがっているのに性的な行為を強要された



④必要な生活費を渡されなかった

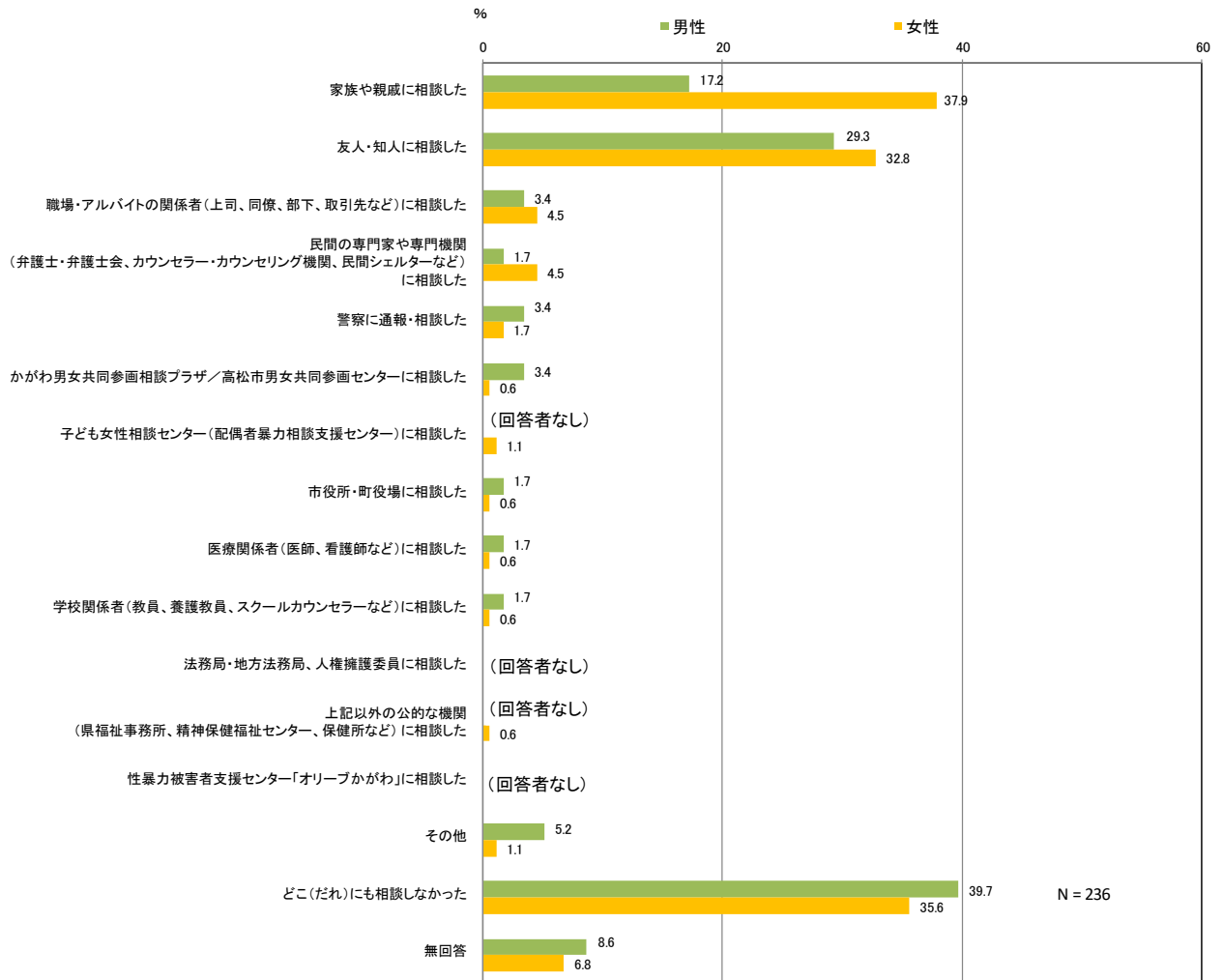


3)配偶者等からの暴力の相談先

※問10で①から④のうち1つでも、「1、2度あった」「何度もあった」と答えた方にお聞きします。

問11 あなたは、あなたの配偶者等から受けたそのような行為について、だれかに打ち明けたり、相談したりしましたか。あてはまる番号に○をつけてください。
【○はいくつでも】

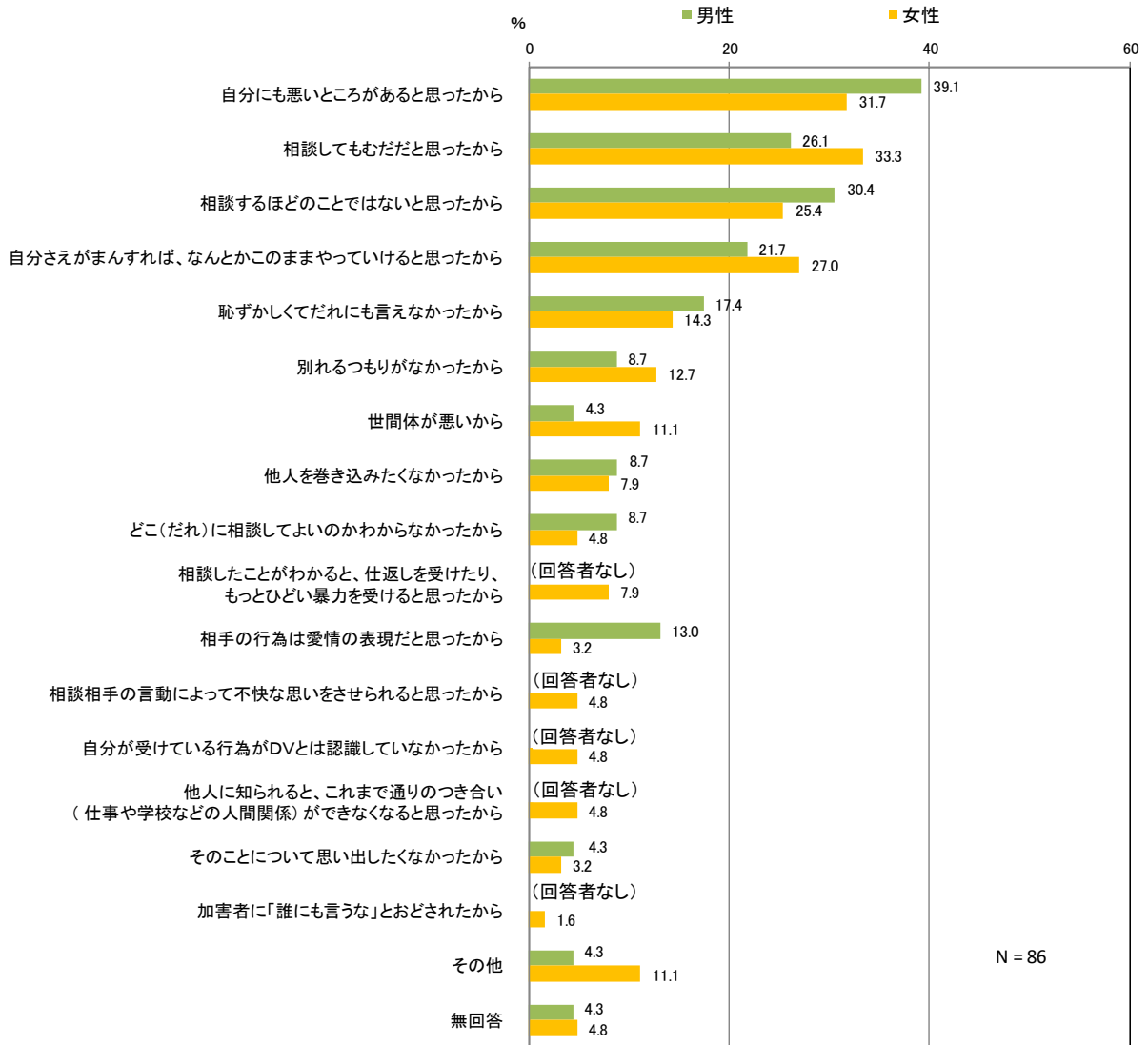
性別で見ると、「家族や親戚に相談した」では女性（37.9%）が男性（17.2%）よりも20.7ポイント高くなっている一方、「どこ（だれ）にも相談しなかった」では男性（39.7%）が女性（35.6%）より4.1ポイント高くなっている。



4)相談しなかった理由

※問11で「15 どこ(だれ)にも相談しなかった」と答えた方にお聞きします。
 問12 どこ(だれ)にも相談しなかったのは、なぜですか。あてはまる番号に○をつけてください。【○はいくつでも】

性別でみると、「自分にも悪いところがあると思ったから」では男性(39.1%)が女性(31.7%)より7.4ポイント高くなっている一方で、「相談してもむだだと思ったから」では女性(33.3%)が男性(26.1%)よりも7.2ポイント高くなっている。

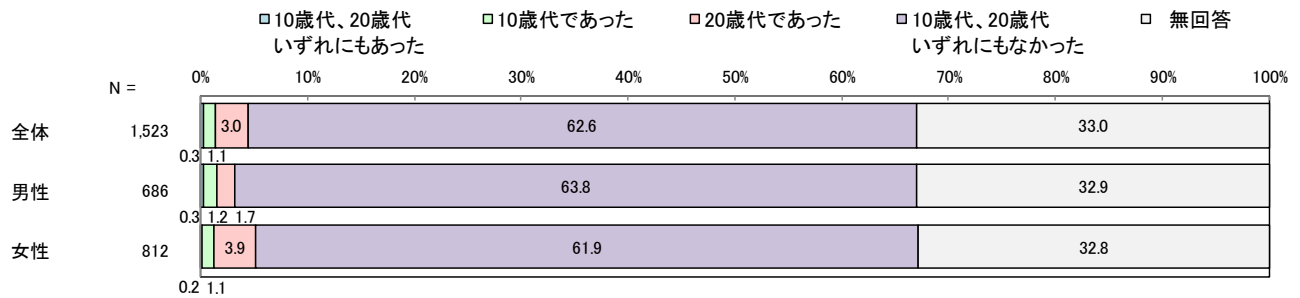


5)交際相手からの暴力の被害経験

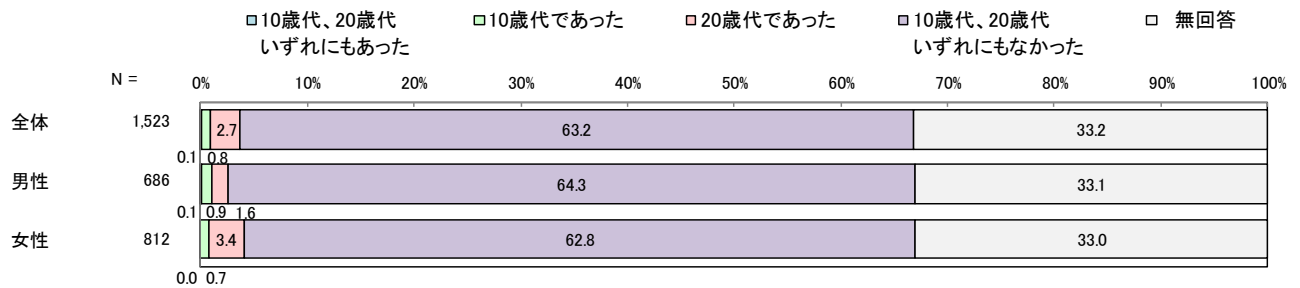
※問13は10歳代、20歳代の頃に交際相手（後に配偶者となった相手以外）がいた（いる）方のみお答えください。その他の方は問14へ進んでください。

問13 あなたは、10歳代、20歳代の頃に、交際相手から次のようなことをされたことがありますか。各項目についてあてはまる番号（1～3）に○をつけてください。【○はいくつでも】

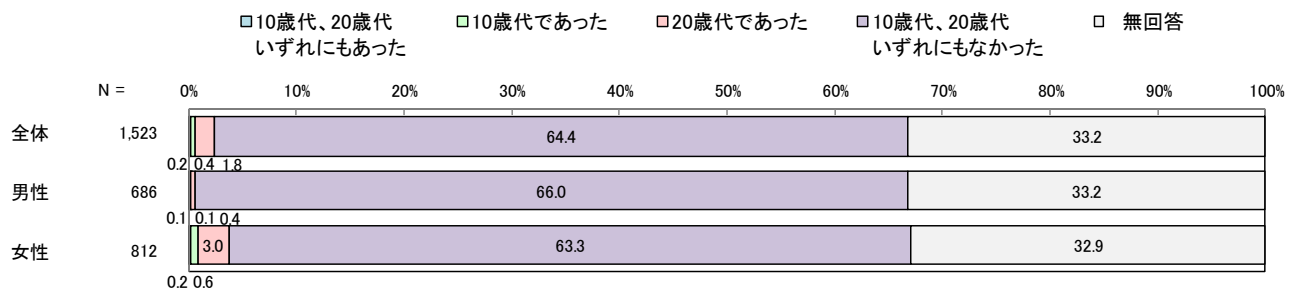
①なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴力を受けた



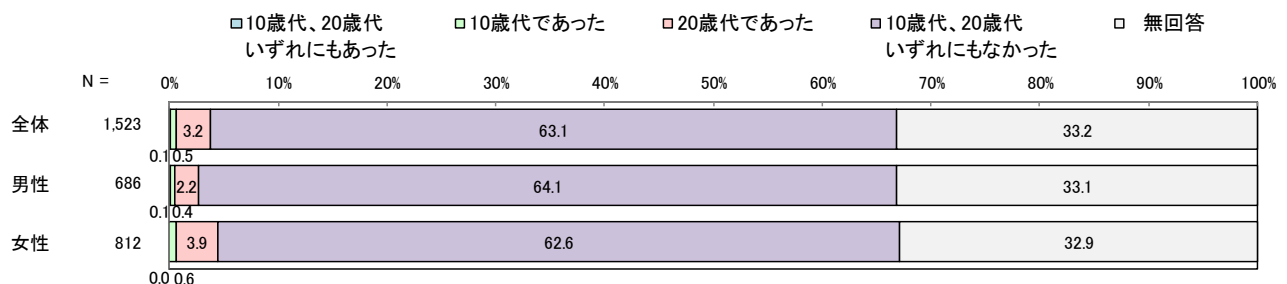
②人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなたもしくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた



③いやがっているのに性的な行為を強要された



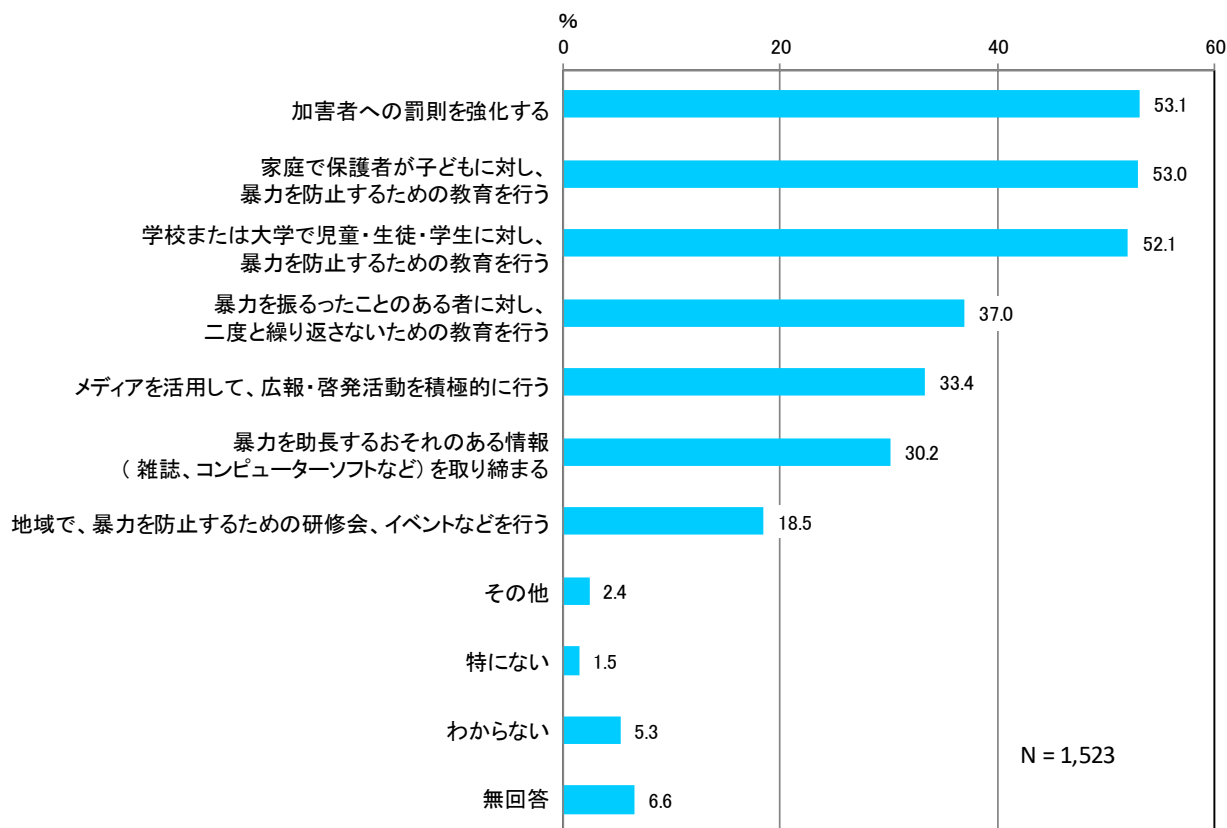
④借りたお金を返してくれなかったり、デート費用をいつも払わせられたりした



6)男女間における暴力を防止するために必要なこと

問 14 男女間における暴力を防止するためには、どのようなことが必要だと考えますか。あてはまる番号に○をつけてください。【○はいくつでも】

男女間における暴力を防止するために必要なことについては、「加害者への罰則を強化する」（53.1%）が最も高く、次いで「家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う」（53.0%）、「学校または大学で児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う」（52.1%）となっている。

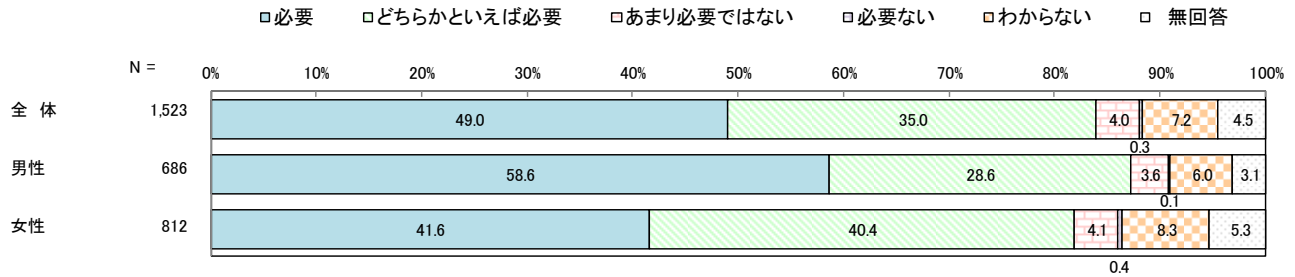


3.6 防災について

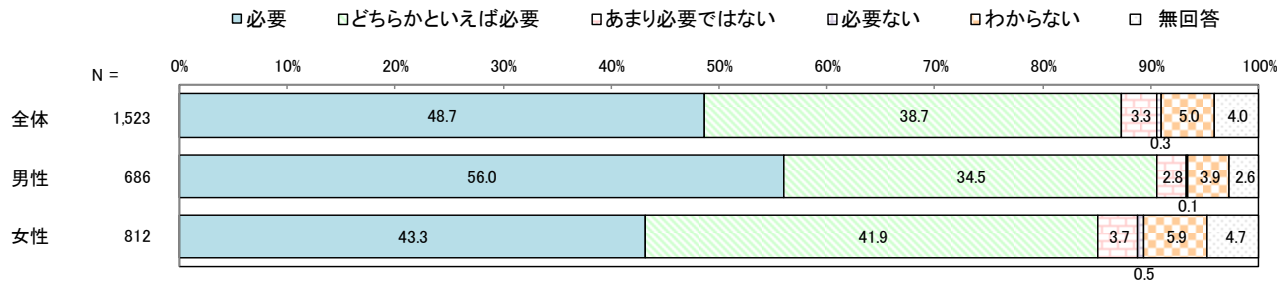
1)防災における男女共同参画の推進について

問 15 防災（災害復興を含む）活動に関して男女共同参画社会を推進していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。 【〇はそれぞれ1つずつ】

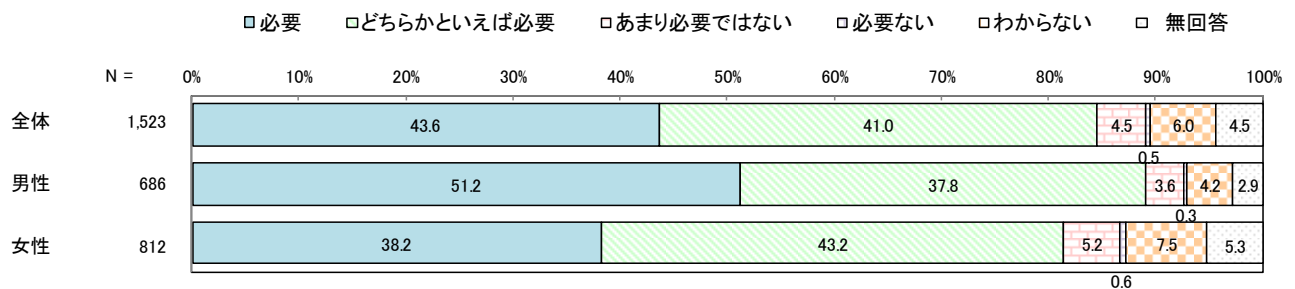
①防災計画策定にあたっての女性委員の参画



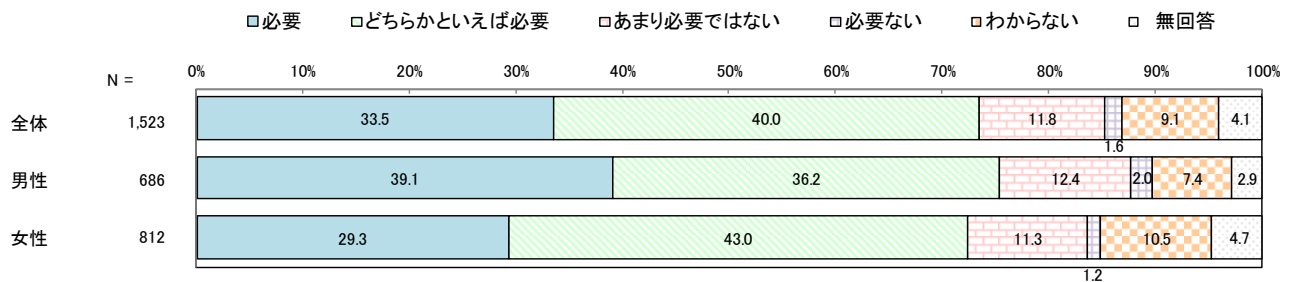
②防災研修や防災訓練への女性の積極的な参加



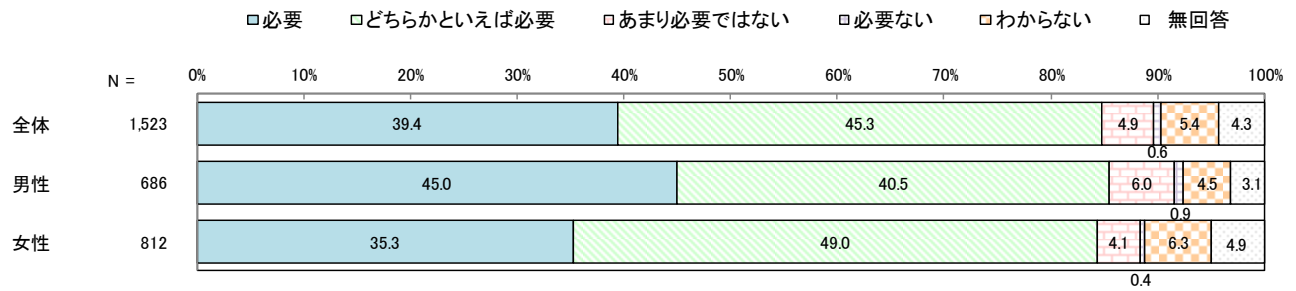
③自主防災組織への女性の積極的な参加



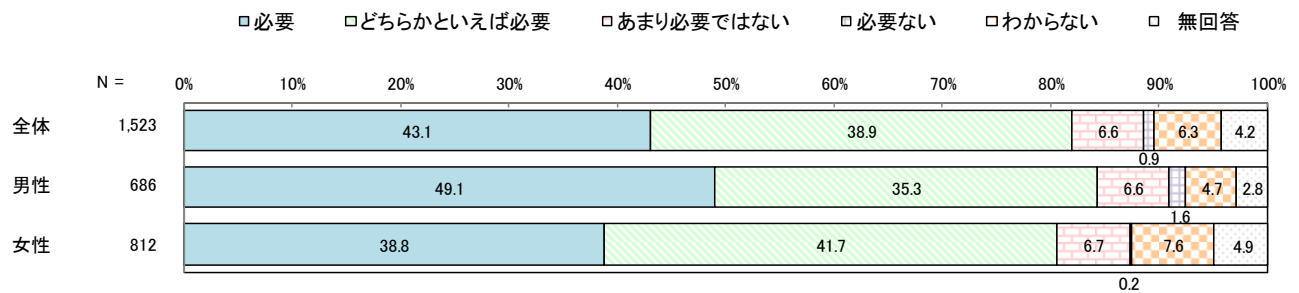
④女性消防職員や女性消防団の育成、役員への女性の登用



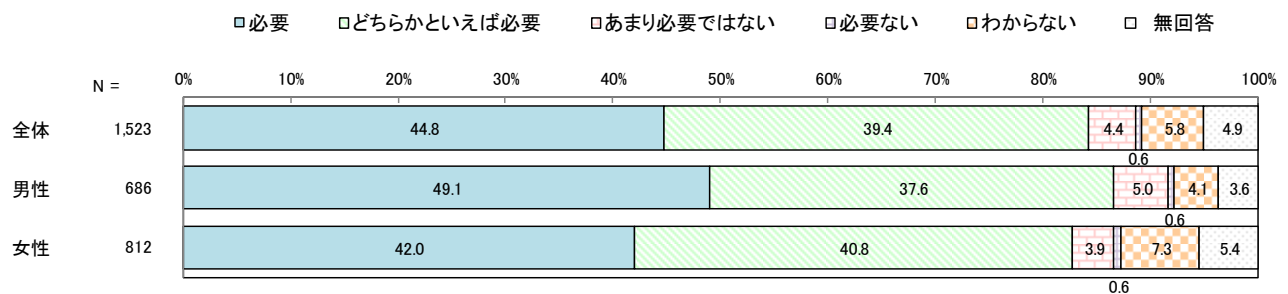
⑤女性の災害時ボランティア登録の推進など多様な人材の確保



⑥避難所運営の際の女性リーダーの配置



⑦母親教室、乳幼児教室、PTA活動等、女性が多く集まる団体への研修・訓練

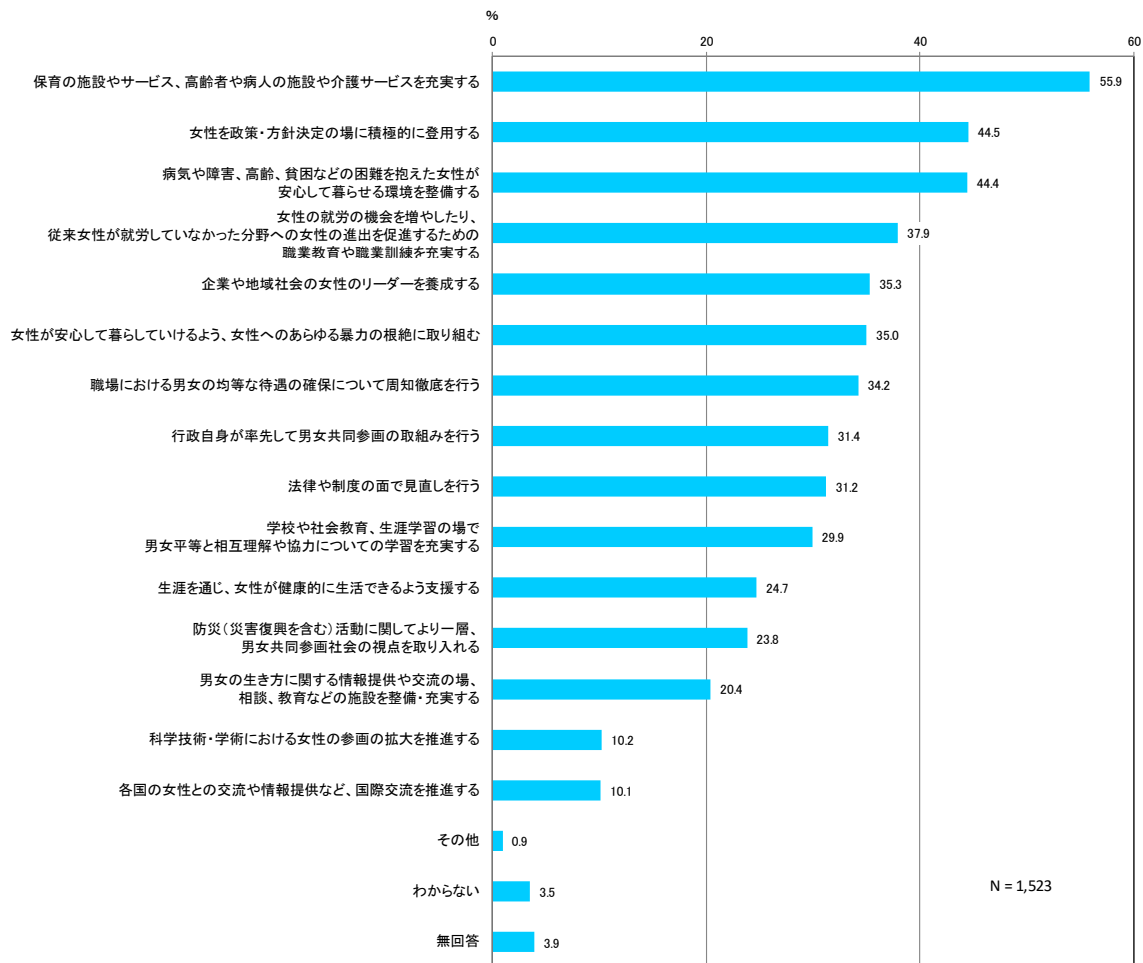


3.7 男女共同参画社会の形成について

1) 男女共同参画社会の形成のために行政が力を入れていくべきこと

問 16 あなたは、男女共同参画社会を形成していくために、今後、行政はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。あてはまる番号に○をつけてください。【○はいくつでも】

男女共同参画社会の形成のために、行政が力を入れていくべきことについて、「保育の施設サービス、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する」（55.9%）が最も高く、次いで「女性を政策・方針決定の場に積極的に登用する」（44.5%）、「病気や障害、高齢、貧困などの困難を抱えた女性が安心して暮らせる環境を整備する」（44.4%）となっている。



**令和元年度
香川県男女共同参画社会に関する意識調査
報告書
(概要版)**

令和2年3月

発行：香川県政策部男女参画・県民活動課
〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号
TEL: 087-832-3197
FAX: 087-831-1165

URL: <https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenmin/sankaku/kfvn.html>
